

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主を始めとしたすべてのステークホルダー(利害関係者)にとって、株主利益、企業価値を最大化すること、経営の効率化、透明性を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的考え方としています。特に以下の4項目については最も重要であると考えています。

- 1.株主の権利、利益が守られ、平等に保障されること
- 2.役割を増す株主以外のステークホルダーについて権利・利益の尊重と円滑な関係を構築すること
- 3.適時適切な情報開示によって企業活動の透明性を確保すること
- 4.取締役会・監査役会が期待される役割を果たすこと

また、企業倫理とコンプライアンス(法令遵守)を徹底すること、内部統制システムの整備・強化及び経営の客観性と迅速な意思決定を確保することに取り組んでいます。

コンプライアンスに関しては、全役職員を対象とした説明会を設けるなどして法令遵守の意識強化を図っています。コンプライアンスを徹底していくことが責任ある業務遂行において必須であるとの考えのもと、今後も事業拡大を図る一方、法令遵守を徹底してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本郷秀之	2,225,800	43.66
財賀明	319,800	6.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	313,000	6.14
古川征且	176,300	3.45
源内悟	173,200	3.39
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	153,600	3.01
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	128,000	2.51
スターティア従業員持株会	117,300	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	85,600	1.67
BANK LOMBARD ODIER AND CO LTD GENEVA	50,000	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
---------------------	---------------

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 良之	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 良之	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	鈴木良之氏は、長年にわたり他社の取締役を務めていたという経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行います。また当社は、当社と社外取締役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物あるとして、当該社外取締役を独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、常勤社外監査役1名、社外監査役1名、非常勤監査役1名により構成されており、運営に関しては、監査役の職務を補助すべき専任の使用人は有してはおりませんが、求められた場合には、その任命を含む人事及び取締役からの独立性の確保を図る体制をとることとしております。監査役会規程に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について取締役及び使用人は監査役に報告することとしております。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制をとっております。更に、当社監査役は連結子会社を含めた監査役や内部監査担当部門と、随時情報の共有、意見交換を行うなど連携を密にして監査の実効性を確保しております。監査役が内部監査担当部門や会計監査人と緊密な連携等の体制を整えており、監査役会が策定した監査計画に従い、業務執行状況に関し、適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。

また、監査役が定例及び臨時の取締役会、コンプライアンス機能とリスク管理機能を併せ持つ内部統制審議会等の社内の重要会議に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。

内部監査体制は、代表取締役直轄組織として内部監査専任の内部監査室を設置し、当社及び連結子会社に対する内部監査方針を策定し内部監査を実施しております。なお、監査役3名は、当社、当社の大株主および当社の役員と人的関係および取引関係がない監査役であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
荒井 道夫	他の会社の出身者														
郷農 潤子	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 道夫	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	荒井道夫氏は、主に経営の分野における専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視します。当社は、当社と社外監査役本人との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であるとして、当該社外監査役を独立役員として指定いたしました。
郷農 潤子	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	郷農潤子氏は、主に法律の分野における専門知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視します。当社は、当社と社外監査役本人及びその所属する団体との関係に鑑み、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、独立性の高い人物であると

して、当該社外監査役を独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および従業員のインセンティブ向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的に、当社の取締役・従業員に対して有償ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

イ 全取締役及び全監査役の支給人員及び支給総額を開示しており、2015年3月期における取締役及び監査役に対する報酬等の額については以下の通りでございます。

取締役に支払った報酬 73,400千円(社外取締役を除く)
監査役に支払った報酬 2,250千円(社外監査役を除く)
社外役員に支払った報酬 9,900千円

(注)

1 取締役のうち4名は使用人兼務取締役であり、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給と相当額67,600千円を支払っております。
2 期末現在の人員数は取締役(社外取締役を除く)4名、監査役(社外取締役を除く)1名、社外役員2名であります。なお、上記のほか、無報酬の社外役員1名が存在しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度額内とし、取締役会において決定しております。ただし、取締役会が代表取締役社長に決定を一任したときは、代表取締役社長が決定しております。

監査役報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度額内とし、監査役会において決定しております。

役員賞与は、取締役の報酬等の一部として取締役会において決議するものとしております。

取締役の報酬限度額は、平成13年11月2日臨時株主総会決議において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議頂いております。

監査役の報酬限度額は、平成13年11月2日臨時株主総会決議において年額60,000千円以内と決議頂いております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

(1)社外取締役

取締役会事務局である総務グループが社外取締役を補佐しております。通常の業務連絡等を通じてタイムリーな会社情報の提供と各種問合せに対応するとともに、取締役会の開催に際しては、全取締役・監査役に対し開催日3日前までに取締役会の議案関連資料及び経理情報を提供しております。

(2)社外監査役

内部監査部門である内部監査室及び総務グループが社外監査役を補佐しております。常勤の社外監査役を選任しており、子会社を含む各現場に足を運び直接監査等を実施する等、監査に必要な情報収集を行っております。また非常勤監査役につきましては、取締役会議案や、関係資料を開催日3日前までに提出し、必要に応じて、電話やe-mail等での事前説明を行う体制を整えております。また、内部監査部門と協議の上、使用人に対し必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼できるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営戦略に関する最高意思決定機関である取締役会は5名の取締役に構成され、取締役会規程に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

監査役・監査役会は、取締役の職務執行の監査を行うとともに会計監査を行い、また、取締役会に出席し、業務執行上の課題について意見を述べております。取締役と監査役は、当社と特別な利害関係が無く独立性の高い社外取締役及び社外監査役を招聘することにより、経営に対する監査・監督機能を強化しております。社外取締役は1名選任しており、長年にわたり他社の取締役を務めていたという経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的・中立的な立場から、経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を行っております。また、社外監査役は2名選任しており、経営や法律の分野における専門的知識や経験に基づき、客観的・中立的な立場から経営を監査・監視しております。また、経営の効率性と透明性を高めるため、平成16年6月に、執行役員制度を導入しております。

今後の厳しい競争を勝ち抜き、株主、お客様、従業員を含む全ての利害関係者の満足度を高めていくために、意思決定や施策実行の更なる迅速化、効率化を図っております。当社は社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、各事業年度における取締役の経営責任をより一層明確にし、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は1年としております。弁護士、監査法人等その他第三者の状況といったしましては、重要な法務的課題のコンプライアンスにかかる事象について、顧問弁護士に相談し、リーガルチェックや必要な検討を実施しております。また、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計課題について随時相談・検討を実施しております。また、代表取締役社長は、管理部を中心とした部門に内部統制の構築を指示し、「スターティアグループ企業倫理憲章」・「スターティアグループ行動基準」・「内部統制システム構築の基本方針」・「財務報告に係る内部統制基本規程」・「コンプライアンス規程」を策定いたしております。また、内部統制システムの迅速かつ円滑な推進を図るために、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会・情報システム委員会を下部組織に持つ内部統制審議会を組織しており、内部統制に関する社内体制の強化を図っております。さらに内部監査室を設置し、継続的な内部統制システムの運用・評価・改善を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由は、内部監査室及び内部統制審議会による牽制機能と業務執行機関における連携を強化することで、透明かつ一体的な組織作りを行えるようにするためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に参加頂くため、2015年3月期定時株主総会につきましては集中日を避け、6月17日に実施する予定です。
その他	株主総会において株主様が事業報告をご理解いただけるよう説明資料を作成のうえ、スクリーンで説明しております。招集通知の発送日前営業日より、当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社Webサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向けイベントに積極的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回以上(四半期、通期)定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	フェアディスクロージャーの観点から、当社の現状を投資家等が理解・評価することに資する資料として、定期的を実施しているアナリスト・機関投資家向けの説明会資料を、開催後速やかに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当責任者は取締役兼常務執行役員経営企画室長の後久正明を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ディスクロージャーポリシーを当社Webサイトに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域活動への支援を弛まず、継続して行うことにより安全・安心で豊かなコミュニケーション社会の実現に貢献するため公益財団法人、公立大学への寄付金をしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

経営者の経営戦略や事業目的を組織として機能させ、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正性を確保する観点からの当社の基本方針については、以下のとおりであります。

当社は、「社会のニーズとマーケットを見極め、人と企業の未来を創造し、優れた事業と人材を輩出するリーディングカンパニーを目指す」という企業理念のもと、適正な業務遂行を確保するための内部統制システムを整備・構築していくことが、経営の重要な責務であることを認識し、以下の内部統制システム構築の基本方針を定める。

今後も、内部統制システムがその目的を果たすうえで必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めるものとする。

1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 取締役は、取締役会規程その他の関連規程に基づき、重要事項について取締役会にて意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。

ロ. 当社は、社外取締役を継続して置くことにより、取締役の監督機能の維持及び向上を図るとともに、経営に対する適切な意見及び助言が得られる体制を築く。

ハ. 当社の監査役は、監査役会の監査計画等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び使用人の職務に関するヒアリング等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。

ニ. 当社の代表取締役社長は、当社に内部監査室を設置し、これを直轄する。内部監査室は、内部監査計画に則って当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告する。

ホ. 当社は、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を図るため、内部統制審議会を設置する。内部統制審議会の会長は、代表取締役社長以外の取締役とする。内部統制審議会のメンバーには、顧問弁護士を含めるものとする。

ヘ. 内部統制審議会は、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス規程」を定めるとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・研修を適時実施する。

ト. 内部統制審議会の会長は、当社及び子会社に適用される「内部通報規程」に則り、当社又は子会社の使用人がコンプライアンス上の疑義のある行為等に気づいたときの通報先として、内部通報窓口を設置する。当社は、内部通報窓口に通報を行った使用人、又は子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報(電磁的記録等を含む)の保存及び管理につき、責任者を定め、以下に列挙する職務遂行に係わる重要情報を文書又は電磁的記録とともに「文書管理規程」に基づき保存・管理する。

a. 株主総会議事録と関連資料

b. 取締役会議事録と関連資料

c. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録と関連資料

d. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類

e. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに当該情報を取締役又は監査役に開示する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 当社は、企業の継続性を担保するため、当社及び子会社の損失の危機の管理(以下、リスク管理という。)が実践的に実施される体制を構築する。

ロ. 内部統制審議会は、当社及び子会社のリスク管理の基本方針を含む「リスク管理規程」を制定し、当社及び子会社の各部門におけるリスク管理の整備、運用を統括する。

ハ. 当社は、上記のほか、以下のリスクにおける当社及び子会社の事業の継続を確保するための体制を整備する。

a. 地震、洪水、事故、火災等の災害による重大な損失を被るリスク

b. 取締役、使用人の不適正な業務執行により販売活動等に重大な支障を生じるリスク

c. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク

d. その他取締役会が重大と判断するリスク

ニ. 当社は、内部統制審議会において、当社及び子会社のリスクの検討・分析を総合的に行い、これを管理する。所管部門は、日々のリスク管理を行う。

ホ. 当社は、当社又は子会社におけるリスク発生時に所管部門からの報告に基づき、内部統制審議会及び取締役会において迅速かつ適切な対応を講じることにより、損失の危険を適正に管理する。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の業務分掌に基づき、代表取締役社長及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。

ロ. 代表取締役社長、その他の業務執行を担当する取締役は、「組織規程」、「職務権限規程」に基づいて、業務の執行に必要な事項の決定を行う。法令の改廃及び職務執行の効率化の必要がある場合には、これらの規程について、随時見直しを行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社及び子会社の業務の適正と効率化を確保するために、当社及び子会社間の規則を「関係会社管理規程」として整備する。

ロ. 当社は、子会社の取締役及び使用人が職務の執行に係る事項を当社に報告するための体制を関係会社管理規程に定める。

ハ. 当社ならびに子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの業務分掌に従い、適正に業務を執行する。

ニ. 当社は、当社及び子会社に共通するスターティアグループ企業行動基準を定め、当社及び子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守の意識を醸成するとともに、適正に業務を執行する体制を整備する。また、「リスク管理規程」を共有することなどにより、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持・強化を図る。

ホ. 内部監査室は、当社及び子会社のうち重要性が高いと判断される部門の業務監査を実施する。内部監査室は、内部監査の年次計画、実施状況及び監査結果を、代表取締役社長又は取締役会に報告する。

(6) 当社及びその属する企業集団に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

イ. 当社グループに属する会社間の取引を、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

ロ. 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に財務報告に係る内部統制評価委員会

を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握及び記録を通じて自己及び第三者による評価ならびに改善を行う体制を整備する。

ハ. 内部監査室は、財務状況等を総合的に鑑み、重要性が高いと判断される当社グループ各社における財務報告に係る内部統制の監査を優先的に実施し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性及び妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査結果は、代表取締役社長及び取締役会に報告される。

ニ. 監査役が当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査を効果的かつ適切に行えるように、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

イ. 監査役は、監査役が監査業務に必要と考える部門の使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。監査役より業務の補助についての指示を受けた使用人はこれに全面的に協力する。

ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の懲戒について異議を述べるができる。

ハ. 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示にのみ服する。

(8) 当社及び子会社の取締役ならびに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人は、以下の各号を監査役に報告する。

a. 法令により報告が義務付けられている事項

b. 重要な会議にて決議した事項

c. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

d. 法令・定款違反のおそれのある事項

e. その他会社の業績に影響を与えるおそれのある重要な事項

f. 監査役から報告を求められた事項

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施状況等を監査役に速やかに報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長及び所管取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

ロ. 監査役は、会計監査人から会計監査計画及び実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を行い相互の連携を図る。

ハ. 取締役は、監査役の適切な職務遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。

ニ. 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、必要に応じて、弁護士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。

ホ. 当社は、監査役に通報を行った取締役、使用人、子会社の取締役、及び子会社の使用人が不利益を被らずに適正に保護されるための体制を構築する。

ヘ. 監査役が職務執行について生じる費用については、監査業務を抑制することのないよう適切に処理する。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組みを進めているところであります。反社会的勢力を社会から排除していくことは、暴力団の資金源に打撃を与え、治安対策上、極めて重要な課題であります。当社にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことと考えております。特に、近時、コンプライアンス重視の流れにおいて、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるということ、基本的な考え方としております。

特に以下の5つの基本的原則を具体的な考え方としております。

(1) 組織としての対応

(2) 外部専門機関との連携

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

(5) 裏取引や資金提供の禁止

【2】反社会的勢力排除に向けた整備状況について

当社の反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するための当社の基本方針については、「スターティアグループ企業倫理憲章」の下位文書である「スターティアグループ行動基準」に定めており、不適正な支出の禁止の項目において、反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶することや、またその活動を助長する行為(機関誌・書籍の購読、物品の購入、広告賛助、役務の提供等取引、金銭・物品の供与、その他の便宜供与等の行為)をしない旨を規定しております。

その結果、特に各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の新聞記事検索システムを活用し、風評等の信用調査を必ず収集したうえで取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。加えて、既存取引先についても、年に一度、定期的に信用調査を行う等のチェック体制を確立しております。

株主に対しては、市場取引を通じて反社会勢力が当社株式を取得する可能性があります。当社では、株主名簿をもとに株主の状況を確認するとともに、株主名簿管理人を通じて情報を確認しております。

役員、従業員に対しては、反社会的勢力との関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書を提出してもらうこととしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、2015年3月末現在、役員持株比率が47.79%であり、また従業員株主、従業員持株会が保有する株式により、安定株主を維持しております。当面は株式による買収は、想定できないため、現在は買収防衛策は定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆すべき事項はありません。